

改憲論議に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和8年9月29日

提 出 者

26番 深 沢 達 也

11番 落 合 勝 利

15番 蔵 野 恵美子

武蔵野市議会議長 木崎 剛 殿

改憲論議に関する意見書

現在国会では緊急事態条項の新設や憲法九条の改正をはじめとした改憲論議が進められている。憲法は、国民が政府権力を縛るものであり、全ての法律の根本である。したがって憲法論議は、民意を踏まえ、国会においては少数意見の尊重を欠いてはならない。

国会での憲法論議の基礎を築いた故中山太郎衆議院憲法調査会初代会長の「どんな政党が政権を取っても守るべきルールを定めるのが憲法。改憲論議は与野党の合意を得ながら進めよ。」との言を残している。

憲法改正の発議に衆参両院で3分の2以上の賛成を必要とするのは、幅広い同意を条件とする憲法自体の要請である。

よって武蔵野市議会は政府ならびに衆参両院に対し、以下のことを求める。

記

- 1 憲法論議にあたっては、国民に対する情報公開を徹底すること。
- 2 国民的な議論が不十分な中で、拙速な発議は避けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月 日

武蔵野市議会議長 木崎 剛

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	